

第2章 市民自治が育む自立のまちづくり

第1節 多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり

体系

1 コミュニティ活動の充実

- (1) コミュニティ意識の醸成
- (2) コミュニティ活動の促進
- (3) 情報交流の促進

2 コミュニティ施設の充実

- (1) コミュニティ施設の整備と運営
- (2) コミュニティ関連施設のネットワーク化

3 コミュニティとの協働の推進

動向と課題

- 1 少子・高齢化の進行やひとり暮らし世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などが、地域社会における住民間のかかわりに影響を与え、住民相互の連帯感やつながりを希薄にしてきました。しかしその一方で、先の阪神・淡路大震災でのボランティアの活躍にみられるように、人権や福祉、子育てや環境など日常生活に密接にかかわる分野で、市民自らが、課題解決のために考え、行動する新たな取組も広がってきています。
- 2 本市においても、これまでの暮らしや学習、文化、スポーツにかかわる市民の諸活動に加えて、こうした課題の解決に向けて、市民の自発的で主体的な活動が展開されるようになっていきます。また、地域経済の振興とも関連して、事業者による地域のまちづくりへの取組も行われるようになっていきます。これらの諸活動は住民相互の連帯感やつながりを再生し、さらに地域のさまざまな課題を自らが解決していこうとするコミュニティを形成する新たな原動力となってきました。

3 まちづくりの主体は市民です。そしてまちづくりの基盤となるのがコミュニティです。市民のさまざまな活動が地域コミュニティや地域づくりと結びつくことにより、自立したまちづくりが可能となります。

次代を担う若い世代や、団塊の世代など、多くの市民の参加と協力により、自治会活動やボランティア、NPOなどの自主的な活動がさらに発展し、豊かな地域コミュニティの形成に寄与するよう支援する必要があります。

4 本市は、これまでにコミュニティセンターを2館建設し、地域住民によるコミュニティ協議会の運営により、コミュニティの形成と、市民自らの多様な地域活動の拠点としての取組を行ってきました。また、市民センターなど広範な市民が利用する広域施設と、市民ホールなど地域に密着した近隣施設の両面にわたってコミュニティ施設の整備に努めてきました。施設の管理運営が指定管理者制度に移行する中で、地域住民との協働による効果的な運営によりいっそう努めるとともに、今後は、施設への交通の利便性等も考慮し、既存施設の活用等も含めて、地域活動、地域情報の拠点の整備・充実を図る必要があります。

基本方向

- 1 コミュニティの振興を図るため、コミュニティ意識の醸成を促す施策を推進するとともに、市民のコミュニティ活動に対し、自主性を尊重しながら支援に努めます。
- 2 コミュニティ施設を既存施設の配置状況を基に、計画的、効率的に整備します。
また、コミュニティ活動との連携が図られるよう運営への市民参画を図るとともに、効果的な利用が進められるようコミュニティ関連施設のネットワーク化、多目的化を図ります。
- 3 豊かなコミュニティの形成を促進し、市民、事業者、行政の協働を進めます。

計 画

1 コミュニティ活動の充実

(1) コミュニティ意識の醸成

暮らしや文化に関する活動や学習活動などの実態の把握に努めるとともに、それらの活動の場を活用し、コミュニティ意識の醸成につながる講習会や学習会の開催に努めます。

(2) コミュニティ活動の促進

自治会やボランティア団体等をはじめ、コミュニティ活動を進める団体に対し、自主性を尊重し支援します。また、地域にかかわる各分野の人材の発掘・育成に努めます。

さらに、地域を住みやすくするための自主的な活動に対して、情報の提供や学習の場の提供などの支援を行います。また、子どもを含む若い世代がまちづくりの担い手として育つよう支援します。

(3) 情報交流の促進

活動団体やその活動内容、人材の情報など地域情報の収集と提供に努め、活動団体相互の交流を促進するとともに、コミュニティ活動に関する情報紙の発行を行うなど、情報の交流を促進します。

2 コミュニティ施設の充実

(1) コミュニティ施設の整備と運営

地域別の施設の配置状況を勘案し、広範な市民が集える広域施設が必要とされる地域では、交通の利便性等を考慮しつつ、施設整備を進めます。あわせて、これらの広域施設について、コミュニティの振興に向けて地域活動、地域情報の拠点としての施設のあり方を検討します。

また、施設の効果的な利用に向けて運営の工夫を図るとともに、学校施設の地域開放など施設の多目的化を図り、地域ニーズに的確に対応できるようコミュニティ活動と連携した施設運営を図ります。

(2) コミュニティ関連施設のネットワーク化

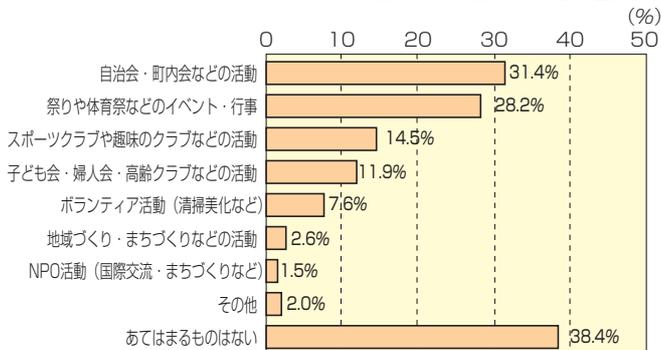
地域における集会施設、福祉施設、文化・学習施設などを含めた幅広いコミュニティ関連施設の相互の連携を密にし、コミュニティ施設及びコミュニティ関連施設のネットワーク化を図ります。

3 コミュニティとの協働の推進

豊かなコミュニティの形成を促進し、日常生活にかかわる福祉や環境などの課題に対し、コミュニティと行政が、それぞれの役割と責任を明確にしながら、協働して取り組みます。

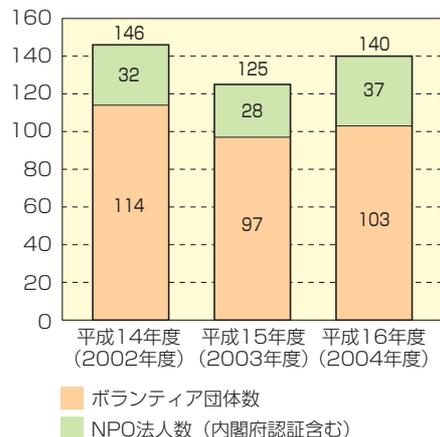
地域の行事や活動への参加状況

平成14年度（2002年度）市民意識調査による



ボランティア団体・NPO法人数の推移

市民文化部データによる



第2節 情報の共有化を進めるまちづくり

体 系

- 1 情報技術の活用の推進
- 2 情報通信ネットワーク基盤整備の推進
- 3 情報化に伴う安全対策の推進
- 4 情報公開・情報提供の推進
- 5 個人情報保護の推進

動向と課題

- 1 情報技術の急速な発展により、容易に情報を共有することができるようになってきました。行政情報の共有化は、市民参画と協働を進める上での前提となるものであり、自治の基本です。誰もがまちづくりに参画できる条件を整えるためには、使いやすい情報技術や多様な広報媒体の活用による情報提供を進める必要があります。また、情報管理において安全対策を講じる必要があります。
- 2 情報の公開は、市民の知る権利を保障することであり、公正で透明な市政の実現を図る上で欠くことができないものです。また、市民生活に必要な情報とともに市政に関する多様な情報を適時・有効に活用できるよう積極的に提供する必要があります。
- 3 情報の共有化にあたり、個人情報の適正な取扱いが強く求められています。情報の提供者として、また、情報の管理者として行政の果たすべき役割がますます大きくなる中で、市民、事業者とともに個人情報の保護を推進しなければなりません。



基本方向

- 1 新たな情報技術の活用を図るとともに、情報通信ネットワークを利用し必要な情報を共有することができる総合的なネットワークシステムの構築をめざします。
- 2 情報公開制度の推進により、市民の知る権利を保障します。また、市民生活に必要な情報を多様な広報媒体を用いて積極的に提供します。
- 3 個人情報について、自己の情報の開示、訂正、削除等の権利を保障するとともに、収集、管理等にあたっての適正な取扱いを確保します。

情報公開制度の利用状況

総務部データによる

(件)

	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)
公開	574	583	755	952	1,326
部分公開	199	216	136	96	147
非公開	3	0	3	2	9
文書不存在	177	174	208	153	127
取下げ	3	0	3	2	3
存否応答拒否	—	—	—	—	1
計	956	973	1,105	1,205	1,613

個人情報保護制度の利用状況

総務部データによる

(件)

	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)
開示	22	25	57
訂正	6	0	0
削除	0	0	0
中止	3	16	2
計	31	41	59

計 画

1 情報技術の活用の推進

多様化する市民ニーズへの対応や市民サービスの充実をめざし、情報技術を活用した行政サービスの効率化や高度化を図ります。

2 情報通信ネットワーク基盤整備の推進

情報通信機器の利用による格差をなくし、広く市民が活用できるよう、情報通信ネットワークの基盤整備を進め、市民、事業者、行政の共有財産である行政情報や地域情報の共有化を進めます。

3 情報化に伴う安全対策の推進

ますます高度化する行政の情報化の基盤となる情報システムや個人情報等の情報資産を守るため、適切な安全対策を講じるとともに、その継続的な評価と見直しを図ります。

4 情報公開・情報提供の推進

行政の透明性を高めるため、情報公開制度による情報の公開を進めます。

さらに、日常の市民生活に必要な情報とともに、地域情報やコミュニティ活動など市民の自主的な活動にかかる情報についても、積極的な提供を行います。

情報提供の場としての閲覧コーナーの充実を図るとともに、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビジョンなど、それぞれの広報媒体の特性を生かした活用と充実を図ります。

5 個人情報保護の推進

行政が保有する個人情報の適正な取扱いや自己情報の開示、訂正、削除等の権利保障を徹底するとともに、市民や事業者にも個人情報の適切な取扱いを広めていきます。

第3節 市民参画によるまちづくり

体 系

1 市民参画の推進

- (1) 市民参画の手法の整備と充実
- (2) 市民との協働による地域レベルのまちづくりの推進

2 広聴活動の充実

動向と課題

- 1 地方自治の本旨である市民自治を前進させ、自立のまちづくりを進めるためには、市政への市民参画と協働が基本です。市民の市政への参画を促し、市民との協働によるまちづくりに向けて市民がより主体的に参画できる仕組みをつくることが重要です。
- 2 市民の英知とエネルギーを生かしながら、施策を効果的に実施するためにも、また、今後ますます重要となってくる身近な地域レベルのまちづくりを進めていく上でも、幅広い市民の参画と市民との協働が不可欠となってきています。今後も、参画と協働のあり方について、市民とともに議論を深め、実践していく必要があります。
- 3 市民参画と協働により市民本位の市政を推進する上で、市民のニーズを把握する広聴活動は、その基礎となります。少子・高齢化、情報化や国際化の急速な進展などの社会変化に伴い、市民の市政に関する意見や要望、相談などの内容は、多岐にわたってきています。それらを市政に反映させる広聴活動や的確に対応できる相談業務の充実が求められています。



基本方向

- 1 市政への市民参画を促し、市民の意見や要望を効果的に市政に反映させるシステムづくりを進め、市民に身近な行政の展開をめざします。
- 2 多様な市民ニーズを的確に把握し、市政に反映できるよう広聴活動の充実を図るとともに、市民の生活上の諸問題に多面的に応じることができるよう相談業務の充実を図ります。

計 画

1 市民参画の推進

(1) 市民参画の手法の整備と充実

多様な手法により行政への市民参画を進めるため、パブリックコメント制度など市民の意見を反映するための制度の整備を図ります。また、市民、事業者、行政の役割分担の視点に立ち、市民参画の下で事業の実施に努めます。さらに、行政評価を行い、その結果のより分かりやすい公表に努めます。

(2) 市民との協働による地域レベルのまちづくりの推進

地域における諸課題の解決に向けた取組の推進を図るため、市民との協働によるまちづくりシステムの構築を進めます。

2 広聴活動の充実

市政に対する市民の要望等を施策に反映するため、市長との懇談会や定期的な市民意識調査、市政モニター制度など幅広く市民の意見を聴取する機会を設け、広聴活動の充実を図ります。また、市民ニーズの変化に対応できる相談業務の充実を図ります。

「まちづくり計画」への参加意向

平成14年度（2002年度）市民意識調査による

